平成２６年（フ）第４１２７号
大阪市平野区長吉川辺１丁目４番25号
債務者　田島　純子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３６号
大阪府門真市常盤町９番13号
債務者　阪口　福美
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８８号
大阪府大東市灰塚２丁目８番11号
債務者　荻野　伃子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２１３号
大阪市住之江区御崎８丁目７番４号　プランドール御崎106、前住所大阪市住之江区御崎７丁目15番25号
債務者　梅原　紀子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２９７号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目１番12号川上マンション201号、前住所大阪市平野区加美西１丁目８番17号
債務者　喫茶サンディオールこと　日野　憲一
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３２１号
大阪市都島区都島本通３丁目26―19　ハイム松原402、住民票上の住所兵庫県伊丹市大野１丁目28番地６
債務者　泉　　剛
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３３号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目12番26号アベニューかずや202号
債務者　湯浅　貞一
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２７号
大阪市港区夕凪２丁目２番７号　サンドーム大森303号、前住所大阪市港区八幡屋３丁目10番４―1416号
債務者　江﨑　雅裕
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４９０号
大阪府箕面市瀬川２丁目２番５号
債務者　黒木　利香
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目27番10号
債務者　太田恵美子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７２号
和歌山県有田郡有田川町大字生石760番地
債務者　前西　包義
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木字上芝山754番地２、住民票上の住所熊本県葦北郡芦北町大字田浦町365番地
債務者　島本　定光
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６７号
和歌山県有田市宮原町道670番地　ディアスかもと205号
債務者　福田　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６８号
和歌山県有田市宮原町道670番地　ディアスかもと205号
債務者　福田　和行
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７７号
和歌山市直川608番地の５　Ｂ号
債務者　敷地　宏明
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
青森県十和田市東二十四番町44番16号
債務者　升舘　重光
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第５６号
青森県十和田市東二十四番町44番16号
債務者　升舘　静子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
青森地方裁判所十和田支部